

会議録

1 附属機関の名称

犬山市公益的活動促進委員会

2 開催日時

令和5年6月20日（火）午後6時30分から午後8時00分まで

3 開催場所

犬山市役所 205会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 佐藤正之、水内智英、山本剛毅、遠山涼子、林加奈、松元永己
- (2) 執行機関 武内市民部長、中村地域協働課長、島内課長補佐、佐藤統括主査、田原主査、柴田主査補、柴田主事補
- (3) オブザーバー 協働プラザ 森好佐和子

5 内容

○報告事項

- (1) 令和5年度犬山市公益的活動促進委員会の議事予定について
- (2) 令和4年度市民活動助成金の実績報告について
- (3) 令和5年度市民活動助成金の交付決定状況について

○議題

- (1) 犬山市協働のまちづくり基本条例の検証について

6 傍聴人

0人

7 内容

① あいさつ（佐藤委員長、武内市民部長、森好）

※ 委員総数7名のうち、6名が出席し、過半数であるため、犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立。

② 報告事項

- (1) 令和5年度犬山市公益的活動促進委員会の議事予定について
事務局より配布資料に基づき、説明。

資料1

〈質疑応答〉

- ・委員：これまでと違うのは、地域活動のテーマが追加されている部分か。

- ・事務局：前回の委員会では、地域活動や町内会の現状について報告した。懸案事項がいくつかあるので、今後の委員会で議論してほしい。
- ・委員：現時点で協働プラザが地域活動への支援をしているということか。
- ・事務局：今年から実施している第Ⅱ期協働プラザ委託業務では、「地域活動の担手育成事業」という項目を新設しており、具体的な内容としてはプロポーザルにて、現在の受託者から提案があったものである。現在提案にあった計画を進めているところであり、事業の詳細についてはまた次回以降の委員会でも報告していく。

(2) 令和4年度市民活動助成金の実績報告について

資料2・3

(3) 令和5年度市民活動助成金の交付決定状況について

資料4～6

事務局より配布資料に基づき、一括して説明。

〈質疑応答〉

- ・委員：おやこ農園の申請について、チラシ配布が1,000円で賄えるのかは不安なところである。0_COLORの申請も同様で、安くできる事業者へ依頼しても、1,000円では難しいのではないかと。周知を中途半端にやっても集客に繋がらないことはよくある。この予算は、他の団体に比べても明らかに少ない気がする。
- ・委員：活動へのサポートとして協働プラザがあるので、そちらへの相談は促しているのか。
- ・事務局：協働プラザへの相談は、資料5「審査委員講評・指摘事項」にも記載している。1,000円という金額は、広報費としてとりあえず支出することを載せた形になっているのではないと思う。
今回減額があった3団体は全て手書きであり、提案書の後に申請書を提出してもらうにあたり、同じような項目を何度も書いてもらうなど、事務負担が大きくなってしまふことを懸念している。また、減額になったことで、団体内で改めて協議をしてもらふ必要があり、そこで時間が経ってしまうと、当初の事業計画の開始時期から遅れて交付決定を出すことになり、団体の事業スケジュールが狂ってしまうことも、事務局としては気になることである。
- ・委員：助成金の審査にあたって、犬山市は減額方式をとっているが、他市では不交付にすることもある。それぞれの市のスタンスによるが、今後の犬山市の方針はどうか。
- ・事務局：これまで減額方式で運用しており、現時点では変更の予定はないが、助成金交付要綱の見直しを進める中で、本委員会での議論も踏まえ、検討していきたい。
- ・委員：指摘事項に基づき、団体と事務局でやり取りをしながら修正や事業の見直しを行うことは、労力のかかることではあるが丁寧な対応であり、犬山市の強みだと思う。市民活動助成金は、社会的意義のある活動を支援するだけでなく、人を育てる意味もあるのではないかと。
- ・委員：スタートアップの団体は人づくりの面もあり、提出書類の作り方などは、中

間支援組織でもアドバイスができると思う。活動資金の取り方を学びながら、自分達ができるだけ効果的に助成金を使えるようになると、人材も育っていくと思う。助成金交付要綱の見直しも予定されており、その中でしっかり議論できればよい。

- ・ 委員：今回減額があった3団体は、根本的な修正となったため、修正などの負担も大きかったと思う。今も相談の仕組みはあると思うが、提案段階での相談をもっと手厚くできると団体の成長に繋がると思う。
- ・ 事務局：NPOなのはなの申請内容について、「有機自然農法」とあるが、犬山市内で有機 JAS 認定をとっているのは1団体しかない。正確な情報として、有機という言葉が助成事業の中で出して良いか。
- ・ 委員：人材育成という点でも、それを学んでいくことに意味がある。
- ・ 委員：関市でも同じような事例があり、発達障害の支援団体で、チラシに「発達障害は治る」と記載してしまった。本来この表記は適切でなく、このままでは市で配布することは難しいため、修正をお願いした。
今回は、「有機」という言葉を使うことでどうなるかを学ぶ良い機会であり、この助成を通して市民に正しく伝えるということも学んでほしい。
- ・ 委員：表記や表現にも気をつけるようにしていきたい。
- ・ 委員：“協働プラザが団体をつなぐ”という位置づけが重要になる。事業も2期目に入るので、うまく活用して行ってほしい。
- ・ 委員：助成金の申請にあたっては、必ず協働プラザへ相談するというフローにはできないのか。
- ・ 事務局：現在は、協働プラザに必ず相談するという形にはしておらず、相談するか否かは団体による。申請までのフローが増えることでの影響は予測できない部分もあるが、毎年どの団体も締め切り間近の提出となっており、相談する時間が取れない可能性がある。事務局としての事務フローの検討も必要になる。
- ・ 委員：先ほど「犬山・伝統と暮らしを楽しむ会」は、令和5年度の助成金を申請していないと報告があったが、申請しない理由は聞いているか。活動をやめたのか、それとも助成金がなくてもやっていたからなのか。
- ・ 協働プラザ：直接の確認はしていないが、拠点になっている場所のリノベーションをされており、活動自体は続いていると思う。今後も、新しい拠点を使ったイベントを企画しているようである。

③ 議事

(1) 犬山市協働のまちづくり基本条例の検証について

資料 7～10

事務局より配布資料に基づき、説明。

〈質疑応答〉

- ・ 委員：以前も委員会で条例について議論したと思うが、違うものか。
- ・ 事務局：以前議論してもらった条例は、「犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」であり、今回議論する「犬山市協働のまちづくり基本条例」から

の委任事項を加えた改正を行ったものである。

- ・ 委員：以前もどういうステップで作っていくのがいいのか、議論があったと思う。5年間の変化として、企業も、行政も、教育現場も変わっているし、この期間にコーディネーターが育っているかもしれない。多様な人を誘えるといい場になる。
- ・ 事務局：「協働のまちづくり基本条例」なので、すべてのプレイヤーが対象になる。あらゆるプレイヤーに声をかけつつ、集まってもらった人に、いかにまちづくりへの参加や協働を進めるかを考えられる場にしていきたい。
- ・ 委員：協働を進めるには、次世代の育成が大切であり、小学校や中学校の生徒会など子どもの参加があるといい。子どもが感じている社会課題は、今後の協働に繋がっていく。子ども達の親も何かしらの活動している。町内会を前提として話すと響かない人達もいる。社会課題などを、参加者が事前に調べてからワークショップが始まると、市民と行政がフラットな立場で話し合えると思う。
- ・ 委員：基本的な条例がある中で、各セクションの人達が、市民参加を「進めるために」どうしたらいいかを考えることは、市民の自発性に基づく参加ではなくなってしまうため、少し違和感を感じる。「どういう支援ができるか」というニュアンスで進めるのが良いのではないか。市民の参加、子どもの参加を「進めていく」ことよりも、その参加をサポートするにはどうしたらいいのかというような、能動性に基づいた参加を促す言葉選びも重要だと思う。
- ・ 委員：検証には賛成であり、丁寧に進めてほしい。資料8にある条以外の検証はしないのか。
- ・ 事務局：今回の検証は、市民が参加しやすいところをある程度抜粋している。条文自体の検証よりも、実際の暮らしの中での意識や活動の検証という視点で抜粋している。調査自体は、庁内の各部署に取り組みなどの事例を出してもらおうと考えている。この他に検討に入れるべき条があればお伺いしたい。
- ・ 委員：第23条が検討されるのはいいと思う。ワークショップに参加する市民の話し合いの題材として、犬山市の持っているデータと現状を共有していく必要がある。市民が課題に思っていること、世代や地域別の課題など、まちとして認識されている課題と、何に関心が高いまちかを提示すると、ワークショップで関心が高い分野について議論されていく。そのため調査内容の検討が大事である。取組事例だけでなく、課題が可視化されやすい数字を各課と連動して集められると、市民として現状認識がしやすくなる。
- ・ 事務局：第6次総合計画も先日完成したところなので、そのデータも活かしつつ、その他の定量データも用意する。
- ・ 委員：各調査項目について、調査対象は庁内の各担当課となっているが、関係する担い手への確認はしないのか。
- ・ 事務局：今のところ予定していないが、それも含めて、ワークショップの中で情報交

換をしてもらうイメージをしている。例えば導入では、第4条で定めているまちづくりの基本原則に基づいた活動になっているか、自己評価してもらうことも考えている。

- ・ 委員：今までの活動が、この条例に繋がっているという納得感があると広がっていくと思う。ワークショップという過程を通じて、繋がりや活動の振り返りなどの経験が、ひとりでも多くできるといいと思う。
- ・ 委員：理念条例であり、数値化は難しく、周知も大変だと思う。
小学生でも「まちづくり」という言葉は知っているが、どれくらいの人が「協働のまちづくり」の中身を理解できているか、大学生でも難しい。
自分の関わるところが条例のどこに当てはまるかなど、具体的な事例があると納得して理解でき、条例自体の理解も進むのではないかと思う。

④ その他

- ・ 今後の委員会の開催予定日について
- ・ 6月議会の情報共有（町内会への加入促進について）